

平成 27 年度活動報告書

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 教育研究所

1 事業の成果

① サポステ事業

平成 25 年度から開始した、「地域若者サポートステーション」事業も 3 年目を向かえ、富山県東部地域における「ひきこもり」「困難を抱える若者」への支援活動も地域にその活動が少しずつ認知されています。地域行政との協働も進みいわゆる官民一体となり、若者の自立支援活動を続けています。

平成 27 年度の「にいかわサポートステーション」の新規登録者は 181 名であり、そのうち 137 名が進路を決定し社会参加をすることができました。

② 宇奈月自立塾

宇奈月自立塾も平成 27 年度で 11 年目を向かえ、全国でも有数の「合宿型自立支援」を実施する施設として成長してきました。

「不登校」「ひきこもり」の若者の自立支援が中心の合宿所ですが、富山県との協働事業で実施している「生活保護者居場所事業」による生活保護者の自立支援も平行して実施しており、自立塾で共同生活している寮生の年齢層も 18 歳～53 歳と非常に幅広く、人数も 15 名近くが生活しています。

2 特定非営利活動に係る事業

① 富山県生活保護受給者の社会的居場所づくり事業

- 事業名

- ◎ 富山県生活保護受給者のための社会的居場所づくり事業

- 事業の目的

- ◎ 県内生活保護受給者のうち、進学・就職が出来ず自宅に引きこもるなど社会や他人との接点がなくなった者を対象に、企業や NPO 法人、地域の人々と協働して、社会経験の機会の提供等を行うことにより、社会のつながりを再構築し、合宿型共同生活を通じて社会的自立を支援することを目的とする。

- 事業の内容

- ◎ 県内福祉事務所の生活保護ケースワーカーと宇奈月自立塾ケースワーカーが連携しながら被保護者に対して次のような支援を行う。

- (1) 被保護者に対し、相談・カウンセリングの実施
- (2) 被保護者のボランティア活動や就労活動の同行や他機関との連携等の必要な支援を行う。
- (3) その他、合宿生活を通じて被保護者の社会参加訓練や指導等の必要

な支援を行う。

- 支援対象者の選定
 - ◎ 支援対象者の選定は、被保護者の状況等により判断し、生活保護ケースワーカー及び関係者で協議し随時選定する。また、支援を実施するにあたり、支援対象者や関係者との面接を行い、本人の希望、経験、能力等を把握し、個々の状況に応じた支援方針及び支援内容を検討する。
- 支援の期間
 - ◎ 支援は、概ね3ヶ月間とする。ただし、特に必要と認められる場合は、延長できるものとする。なお、支援の期間が終了した者については、従来どおり、ケースワーカーが引き続き支援を行う。
- 実施体制
 - ◎ ケースワーカー
 - (1) 宇奈月自立塾寮長 牟田光生
 - (2) 訪問相談員 榎本隆志
- ② その他(内閣府アウトリーチ研修委託事業、黒部市立図書館清掃委託事業、黒部市宇奈月温泉公園清掃委託事業)